

公営住宅法施行令及び住宅地区改良法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 公営住宅法施行令の一部改正

一 公営住宅の入居者が収入の申告をすること等が困難な事情にある場合における公営住宅の毎月の家賃の算定方法について、公営住宅一般に係る家賃と同様のものとする。 (第二条関係)

二 収入超過者である公営住宅の入居者が収入の申告をすること等が困難な事情にある場合における家賃の算定方法について、公営住宅一般に係る収入超過者の家賃の算定方法を準用するものとする。 (第八条第三項関係)

三 条例で公営住宅の明渡し請求に係る収入の基準を定める場合の基準は、二十五万九千円以上三十一万三千円未満の一定の金額を超えるものとする。 (第十条関係)

四 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第二 住宅地区改良法施行令の一部改正

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う所要の規定の整備を行うものとする。 (第十三条関係)

第三 附則

- 一 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十九年七月二十六日）から施行するものとする。 （附則第一条関係）
- 二 その他所要の改正を行うものとする。